

## Ⅱ. 道路特定事業

### 1) 東京都 第四建設事務所

No	項目	事業の目標	特定事業	実施時期				平成25年3月 現在	平成27年3月 現在	平成28年3月 現在
				短期	中期	長期	継続			
①	歩車道 段差	・地区内で歩車道段差にバラツキがないよう、段差構造の共通化を図る。	●路面補修工事や既設歩車道境界ブロックの更新工事には、関係者（区、利用者）と調整し、できる限り地区内で共通の構造となるよう対応する。			●	●			
②	視覚障害者誘導用 ブロック	・生活関連経路においては、誘導ブロックの敷設を推進する。	●生活関連経路に、誘導ブロックを敷設する。 ●安全施設（信号機等）と路上誘導ブロックの連携を図る。 ●設置位置・方法等については、関係者と調整する。		●		●	一部対応	一部対応	一部対応
③	障害物	・誘導ブロック利用者の通行を阻害しないよう、通行の妨げとなる、路上障害物（放置自転車、たて看板）を解消する。	●関係者との連携により、路上の障害物（放置自転車、立て看板等）を取締まる。				●	継続対応	継続対応	継続対応
④	交差点	・駅前広場の横断歩道は距離が長く渡りにくいため、バリアフリー化を図る。	●環5の1地下道路の整備後、将来の交通量等を踏まえ検証し、区と連携の上検討する。			●				

### 2) 豊島区 区道管理者

No	項目	事業の目標	特定事業	実施時期				平成25年3月 現在	平成27年3月 現在	平成28年3月 現在
				短期	中期	長期	継続			
①	歩車道段 差	・地区内で歩車道段差にバラツキがないよう、段差構造の共通化を図る。	●地区内で共通の構造となるよう努める。		●		●			継続対応
②	視覚障害者誘導用 ブロック	・生活関連経路においては、誘導ブロックの敷設を推進する。	●道路改修時にあわせ、誘導ブロックを計画的に敷設する。 ●安全施設（信号機等）と路上誘導ブロックの連携を図る。 ●敷設位置・方法等については、関係者と調整する。		●			一部対応	一部対応	一部対応

③	視覚障害者誘導用ブロック	・利用者の視点に立ち、誘導・警告ブロックの敷設方法を工夫する。(バス停付近等)	●標準的な仕様に基づき、整備する。	●				対応済	対応済	対応済
④		・サンシャイン60通りは、歩行者交通量を考慮し、継続的に維持管理する。	●剥がれた警告ブロックを補修する。	●				対応済	対応済	対応済
⑤	障害物	・誘導ブロック利用者の通行を阻害しないよう、通行の妨げとなる、路上障害物(放置自転車、たて看板)を解消する。	●関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)を取締まる。				●			継続対応
⑥		・中池袋公園前歩道のプランターが誘導ブロックの利用者の妨げにならないよう配慮する。	●利用者の妨げにならないよう、プランターの設置位置を検討する。	●					対応済	対応済
⑦	交差点	・ホテルメトロポリタン南側の交差点において、利用者の通行を妨げない位置に、街路灯の移設等を行う。	●警察と調整の上、街路灯の設置位置の見直しを行い、移設する。	●					対応済	対応済
⑧	歩道確保	・生活関連経路においては、歩道を確保する。 (生活産業プラザへの経路、区民センター・保健所前)	●既存歩行者通行帯のセミフラット化や、路側帯のカラー舗装化を検討する。 ※区役所周辺道路については、将来的な区庁舎移転後の跡地活用と合わせ検討する。		●					検討中
⑨	歩行空間	・有効幅員1.5m以上の歩行者空間を確保する。(区役所南側道路)	●将来的な区庁舎移転後の跡地利用との連携により、歩行者空間の拡大に努める。				●			

⑩	舗装改善	・池袋西口公園前の歩道やバス停付近（生活関連経路）は、ピンコロ舗装を改め、通行しやすい舗装に改善する。	●凹凸のない舗装への改修を検討する。		●				対応済	対応済
⑪	新庁舎予定地周辺	・新庁舎に至る経路のバリアフリー環境を改善する。	●歩車道段差は一定の構造となるよう努め、舗装については凹凸を解消する。 ●誘導ブロックを設置する。		●				対応済	対応済

### 3)豊島区 交通対策課

No	項目	事業の目標	特定事業	実施時期				平成25年3月 現在	平成27年3月 現在	平成28年3月 現在
				短期	中期	長期	継続			
①	自転車駐車場	・自転車の適正駐車を推進するため、駅周辺に自転車駐車を整備する。	●活用可能な用地を利用し、自転車駐車を整備する。	●				対応済	対応済	対応済
②	障害物	・歩行者等の通行の妨げとなる、放置自転車対策を推進する。	●関係者との連携により、路上の放置自転車の撤去・移動を実施する。				●	継続対応	継続対応	継続対応

### 4)豊島区 環境保全課

No	項目	事業の目標	特定事業	実施時期				平成25年3月 現在	平成27年3月 現在	平成28年3月 現在
				短期	中期	長期	継続			
①	喫煙所	・歩行者等の安全確保を図るため、指定喫煙所を移設する。	●歩行者等の妨げになる指定喫煙所（池袋駅北口）を移設する。（短期）					対応済	対応済	対応済
			●喫煙所（池袋駅東口等）の運用を検討する。（中期）	●	●			タカセ前の喫煙所を撤去東口駅前広場内に喫煙所を新設	タカセ前の喫煙所を撤去東口駅前広場内に喫煙所を新設	タカセ前の喫煙所を撤去東口駅前広場内に喫煙所を新設
②		・喫煙所利用者マナーの啓発を推進する。	●喫煙所周辺での歩行者等の安全確保や煙の拡散を防止するため、喫煙所誘導員を設置し、利用者マナーの啓発に努める。	●			●	継続対応	継続対応	継続対応